前漢における中央監察の実態補論

―御史中丞を中心として ―

福 永 善隆

はじめに

度とも呼ばれる。
て、監察は主に御史によって担われていたため、その監察制度は御史制で、監察は主に御史によって担われていたため、その監察制度は御史制吏を監察し、その非違を糾弾する監察制度が挙げられる。通時代的に見早くから高度な官僚機構が整備されてきた。その特徴の一つとして、官早知のように、中国では皇帝支配を維持し、効率的に運用するために、

以下を抑え、意のままに政治を行おうとしたことに求めている。り、「真の御史制度」が武帝期に確立したとし、その背景を武帝が丞相

その後、監察制度に関する研究はさまざまに行われてきたものの、基本的にこの氏の見解の大枠からはずれるものはなかった(③)。それに対して、新たな視角から秦漢時代の監察はもともと「行政管理の理念から、察官、丞相司直の存在に着目し、監察はもともと「行政管理の理念から、される(⑤)。そして、当初、行政と監察は未分化であり、ともに丞相に属する監される(⑥)。また、王氏は御史中丞・丞相司直の監察の相違を行政機構の外る(⑥)。また、王氏は御史中丞・丞相司直の監察の相違を行政機構の外にあるか、中にあるかという形式的な問題、あるいは現場の調査によるのか、文書によるのかという監察の手段の違いに求めている。

この王氏の見解に対して、筆者は両者の監察にはもっと本質的な差異この王氏の見解に対して、筆者は両者の監察にはもっと本質的な差異この王氏の見解に対して、筆者は両者の監察にはもっと本質的な差異にたもともと関連することとを表される礼制に違背する言動を取り締まって、後者は「大逆」等と表される礼制に違背する言動の監察を掌っていて、後者は「大逆」等と表される礼制に違背する言動の監察を掌っていたこと、②①で述べたような、御史中丞及び侍御史の監察は、御史がたこと、②①で述べたような、御史中丞及び侍御史の監察は、御史があるのではないかとの疑問を抱き、丞相司直とそれに率いられた丞相があるのではないかとの疑問を抱き、丞相司直とそれに率いられた丞相があるのではないかとの疑問を抱き、丞相司直とそれに率いられた丞相があるのではないかとの疑問を抱き、丞相司直とそれに率いられた丞相があるのではないかとの疑問を抱き、本相司直とそれに率いられた丞相があるのではないかとの疑問を抱き、丞相司直とそれに率いられた丞相があるのではないかとの疑問を担きないる。

福

である。 である。 本稿は以上のような問題意識に基づき、まず、王氏の監察制度に関す である。

問題の所在 ― 王勇華氏の見解によせて ―

を明確にしたい。 を明確にしたい。 を明確にしたい。 がする)の監察について、詳細に分析し、前漢監察制度の研究に新たな以下、御史中丞及びそれに属する侍御史の総体を便宜的に「侍御史」と監察を行う組織として「御史台」という呼称は未だ見られない。よって、監察を行う組織として「御史台」という呼称は未だ見られない。よって、まず、議論の出発点として、丞相司直・「侍御史」(前漢では専門的にまず、議論の出発点として、丞相司直・「侍御史」(前漢では専門的に

> 王氏の研究の特徴は、行政と監察について、前者は行政執行権と行 を兼ね備えた二重性を持っているという具合である。 を兼ね備えた二重性を持っているという具合である。 王氏の研究の特徴は、行政と監察について、前者は行政監察権と同 を兼ね備えた二重性を持っているという具合である。

ていた三公について、三六、陳忠列伝に、後漢安帝期に陳忠が、当時宰相として位置づけられ三六、陳忠列伝に、後漢安帝期に陳忠が、当時宰相として位置づけられればするほど、さまざまな問題が生じてくる。例えば、『後漢書』伝第ただし、そもそもこれらの概念を全面的かつ厳格に適用しようとす

漢典の舊事、丞相の請ふ所、聽かざること有る靡し。今の三公 其入れば則ち參對して政事を議し、出づれば則ち監察して是非を董す。故に三公は稱して冢宰と曰ひ、王者 待するに殊敬を以てす。……

する監督」を行政的職能の一つとして捉えている(空)。しかし、王氏の指導して、かれらをできる限り職に適応」させる「百官の行政執行に対する監督(監督百官執行)」権が宰相の基本的な職能であったと捉えるが(三)、王氏は、この祝氏の見解を介して、本的な職能であったと捉えるが(三)、王氏は、この祝氏の見解を介して、本的な職能であったと捉えるが(三)、王氏は、この祝氏の見解を介して、本的な職能であったと捉えるが(三)、王氏は、この祝氏の見解を介して、本的な職能であったと捉えるが(三)、王氏は、この祝氏の見解を介して、議と、その職掌について、「入れば則ち參對して政事を議し、出づれば則と、その職掌について、近れば則ち参對して政事を議し、出づれば則と、

「百官の行政執行に対する監察」と称することとする)。表現されていることの意味は大きいのではあるまいか(以下、本稿では、の一部として規定する「百官の行政執行に対する監督」が、「監察」とまだしも、そこから一五〇年程経た後漢和帝期において、王氏が行政権見解に従うと、行政と監察が分化し始めたとされる前漢武帝期であれば

隷校尉鮑宣が丞相孔光を弾劾したときのこととして、盾がすでに表れている。例えば、『漢書』巻七二 鮑宣伝に、哀帝期に司また、王氏の所論にも上に挙げた概念を厳格に適用したことによる矛

獄に下る。 獄に下る。 獄に下る。 獄に下る。 獄に下る。 獄に下る。 獄に下る。 八世の禮を亡し、大不敬・不道に坐し、廷尉の の官に至り、從事を捕へんと欲するに、門を閉ぢて内るるを肯ぜず。 の官に至り、從事を捕へんと欲するに、門を閉ぢて内るるを肯ぜず。 の官に至り、從事を捕へんと欲するに、門を閉ぢて内るるを肯ぜず。 の官に至り、從事を捕へんと欲するに、門を閉ぢて内るるを肯ぜず。 の官に至り、從事を捕へんと欲するに、門を閉ぢて内るるを肯ぜず。 の官に至り、從事を捕へんと欲するに、門を閉びて内るるを肯ぜず。

とある事例について、王氏は、

と考えて干渉したのであろう。と考えて干渉したのであろう。「四時行園陵」は丞相の公務の一種であり、そをが大子の園陵であれば、丞相の御陵巡視は微妙な公的行為であるの能性もある。しかし、司隷校尉鮑宣は、天子の通る道を使うことが、行政の管理運営業務の内容に属さない、単なる規則違反の一種であり、そをえて干渉したのであろう。

前漢における中央監察の実態補論 ― 御史中丞を中心として ― 氏が苦心したあとが窺われる。そして、それは司隷校尉が司法監察権のに表れているように、ここにはこの事例をどのように位置づけるか、王と断じるが (Ξ)、「微妙な公的行為である可能性もある」との記載に端的

生じているのである。 みを有しており、行政監察権は持っていなかったと規定するところから

いるが、そのためにかえって自縄自縛となってしまっているように思わ用し(キ)、それに基づいて、漢代の行政及び監察を腑分けしようとしてそもそも王氏は行政監察と行政監督の概念を現代日本の行政学より援

るのである(18)。 めとする通説的な理解を再検討する研究も見られるようになってきてい 相は依然として宰相として位置づけられていたと評価し、西嶋氏をはじ る。ただし、近年、このような理解に対して、前漢後半期においても丞 官僚機構の展開についての通説的な理解の系譜の上に位置するものであ 発し(⑤)、さらには西嶋定生氏の内朝・外朝論にまでつながる(♡)、 ように(エ)、和田清氏が提示された「官制の波紋的循環発生」論に端を は天子の私的の職が実権を握る傾向が生じた」とする点からも窺われる 踏襲したものである。この櫻井氏の見解は、この直前に「武帝の時代に は、 監察両権の分化は丞相の権力を抑えるなかで生じたとするが、この所説 たためである。「はじめに」で述べたように、王氏は漢代における行政・ 帝期以降成立した御史中丞を中心とする監察制度の展開について、 、意のままに政治を行」おうとした結果として捉える見方をそのまま 一体化していた行政と監察が分化していく過程のなかで捉えようとし そもそも王氏が、このように行政と監察の腑分けに苦心したのは、 櫻井芳朗氏以来、御史制度の確立について、「武帝が丞相以下を圧 前漢 武

院蔵簡の研究によって明らかになってきているように、秦代にはすでにさらに、「はじめに」で述べたように、近年公表されつつある嶽麓書

承することはできないであろう。 る前提に基づき、両権の分化について論じる王氏の見解を無批判に継まえて考えると、そもそも丞相が行政・監察両権を掌握していたとすある程度整備された御史の監察に関する規定が見られる。このことを踏

いことになるであろう。の観点から「侍御史」の監察の実態について考えていかなければならなの観点から「侍御史」の監察の実態について考えていかなければならな以上のような王氏の研究に見られる問題点を踏まえると、王氏とは別

二 「侍御史」による弾劾の実態

持に関わるものと結論づけたのである。とがわかる。筆者はこの点に着目して、「侍御史」の監察を礼制秩序維表を見ると、そのほとんどが大逆・不敬・不道として処断されているこその弾劾事例に基づいて分析したことがある。その事例をまとめた下の「はじめに」で述べたように、筆者は前稿にて「侍御史」の監察を、

ることはできないはずであるとの疑義を提出している(空)。「侍御史」が弾劾する時点で、その判決をあらかじめ知って取捨選択す等、さまざまな調査を経て、最終的な審判によって確定するものであり、ただし、上の筆者の見解に対して、王勇華氏はそれらの罪名は「詰問」

ず、その理由について検討してみる必要はあるであろう。

処断されるという偏りが見られる点について、安易に偶然として片付けらが担当した事案のほとんどすべてが最終的に大逆・不敬・不道としてらが担当した事案のほとんどすべてが最終的に大逆・不敬・不道として、彼のと直接結びつけた点はやや性急にすぎたかもしれない。ただし、彼

表一 御史中丞・侍御史弾劾リスト

他	のそ		道		不		敬		不					逆			大			
属車の侵犯	侵犯を許す	丞相の摧辱	見られない	見られない	無道行為	昌邑王賀の廃立	おける争言	近臣の傷害	虎符を持して帰郷	坐の罵倒		呪詛		呪詛	反逆・呪詛	謀反人の隠匿	反逆	反逆	巫	案件
宣帝期	宣帝期	哀帝期	哀帝期	哀帝期	宣帝期	宣帝期	哀帝期	成帝期	成帝期	武帝期		哀帝期		哀帝期	哀帝期	昭帝期	昭帝期	昭帝期	武帝期	時期
	0	0	0	0			0	0	0						0					中 征
0		0				0						0		0		0	0		0	侍御史
			大夫・廷尉	大夫・廷尉	・廷尉正・御史丞						大鴻臚丞	中謁者令・	丞相長史・	廷尉監	二 千 石			廷尉史		その他の官
大司農	侍御史	司隸校尉従事	李解尋光	夏賀良	広川王	霍光	博光禄大夫	薛沢	王舅	額陰侯		馮太后		元官吏	東平王	侯史呉	桑遷	反者	陳皇后	被弾劾者
	死罪		徙敦煌郡	伏誅	妻子徙上庸	奏寝	貶秩	徙敦煌	免官			飲薬自殺		獄死						弾劾結果
『漢書』巻九○ 厳延年伝	『漢書』巻九〇 厳延年伝	『漢書』巻七二 鮑宣伝	『漢書』巻七五 李尋伝	『漢書』巻七五 李尋伝	『漢書』巻五三 広川恵王越伝	『漢書』巻九○ 厳延年伝	『漢書』巻七二 龔勝伝	『漢書』巻八三 薛宣伝	『漢書』巻七九 馮奉世伝	『史記』巻一○七 魏其武安侯列伝		『漢書』巻九七下 外戚伝		『漢書』巻四五 息夫躬伝	『漢書』巻八六 王嘉伝	『漢書』巻六○ 杜周伝	『漢書』巻六○ 杜周伝	『漢書』巻七一 于定国伝	『史記』巻一二二 酷吏列伝	出典

※1 本案件は御史中丞の属官であると思われる御史中丞従事が担当しているため、御史中丞の弾劾事例に含める。

の点を出発点として考えてみよう。事案は御史中丞に委ねられたとする、王氏の指摘である(宮)。まず、こその際、注目すべきは、法律を犯したかどうか、明確に判断できない

野王伝に、成帝期のこととして、 ここで注目されるのが次の事案である。すなわち、『漢書』巻七九 馮

たし告を賜はり、妻子と與に杜陵に歸りて醫藥に就く。大將軍是において、(馮)野王 懼れて自ら安んぜず、遂に病む。三月を滿

不敬なり、と劾奏せしむ。 私に便により虎符を持して界より出でて家に歸るは、詔を奉ずるに(王)鳳 御史中丞に風して、野王 告を賜はりて病を養ふも、而も

には、王鳳の幕下にあった杜欽がそれに異を唱えて、であった馮野王を排除するために行わせたものであったが、同伝の後文王鳳の意を受けた御史中丞によって弾劾されている。これは王鳳が政敵とあるように、病のため告を賜り、帰郷した上郡太守馮野王は、大将軍

(杜欽) 記を(王)鳳に奏し、(馮)野王の爲に言ひて曰はく、竊かに令を見るに曰はく、吏二千石 告して、長安に過りて謁し、予賜に令を見るに曰はく、吏二千石 告して、長安に過りて謁し、予賜郡恩なり。令告は則ち得、詔恩は則ち得ざれば、輕重の差を失す。又二千石の病みて告を賜はり歸るを得るは故事有り。郡を去るを得又二千石の病みて告を賜はり歸るを得るは故事有り。郡を去るを得ざること 令に著さるるは亡し。

方進が司隷校尉涓勳を弾劾して、すなわち、同書巻八四 翟方進伝に、成帝期に丞相司直の任にあった翟すなわち、同書巻八四 翟方進伝に、成帝期に丞相司直の任にあった翟れている。この点は、次の丞相司直による弾劾と好対照をなしている。らに、令文に断罪に値する條文が設けられてはいないと明確に指摘さと、ここに「郡を去るを得ざること 令に著さるるは亡し」とあるよ

前漢における中央監察の実態補論 ― 御史中丞を中心として ― りて曰はく、……丞相 聖主に進見するに、坐に御すれば爲に起ち、でて帝舅成都侯(王)商に道路に逢ひ、車より下りて立ち、過ぐるで、乃ち 塵に之を察す。(涓)勳 私に光祿勳辛慶忌を過り、又出

く位に處るべからず。臣請ふ、丞相に下して勳を免ぜん、と。色厲しくして内荏らかなり。國體を墮ちて、朝廷の序を亂す。宜し相を輕謾し、上卿を賤易して、又節を詘げて度を失ひ、邪讇 常無く、勳 吏二千石にして、幸ひに使を奉ずるを得て、禮儀に遵はず、宰輿に在れば爲に下る。羣臣 宜しく皆聖化を承順し、以て四方に視す。

とある。この事案については同書同伝の後文に、

遂に(涓)勳を貶して昌陵令と爲す。 む所なり。少しく寬假して、其の功名を遂げしむべし、と。上(翟) 欲す。宜しく其の原を抑絶すべし。勳 素行公直にして、姦人の惡 て丞相を輔正せず、苟も大臣に阿助して、必ず勝ちて威を立てんと 暴なり。今方進 復た勳を舉奏す。議者 以爲へらく、方進 道德を以 司隸校尉を督趣せんと請ふ。司隸校尉(涓)勳 自ら奏して朝廷に て罪を成す。後に丞相(薛) 悔ひずして内に私恨を挾み、慶の從容の語言を伺記して、詆欺を以 馳道の中を行く。司隸(陳)慶 平心に舉劾するに、方進 自ら責め るに、自ら敕正して以て羣下に先んぜずして、前に親ら令を犯して 時に太中大夫平當中に給事して奏言すらく、 を免ず。朝廷 是に由り之を憚る。 方進の舉ぐる所科に應ずるを以て、逆詐を用て正法を廢するを得ず。 宣 一不道の賊を以て、掾を遣はして 方進 旬歳の間にして兩司隸 (翟) 方進 國の司直た

に著さ」れていない事案について弾劾を行っている点が特徴的である。めであった(ミロ)。他方、前掲した『漢書』馮野王伝では、御史中丞が「令反対意見が退けられ、翟方進の主張が認められたのは「科に應ずる」た終的に翟方進の主張が認められ、涓勳は昌陵令に左遷された。ここで、とあるように、平当よりそれを不当とする意見が提出されたものの、最

が弾劾されたときのこととして、 ここで、同書巻七○ 陳湯伝に、成帝期に丞相・御史大夫により陳湯

丞相・御史奏すらく、(陳)湯衆を惑はして不道なり。妄りに詐を丞相・御史奏すらく、(陳)湯衆を惑はして不道な正法無し。犯す所と。廷尉(趙)增壽議して以爲へらく、不道に正法無し。犯す所と。廷尉(趙)增壽議して以爲へらく、不道に正法無し。犯す所と。廷尉(趙)增壽議して以爲へらく、不道に正法無し。犯す所と。廷尉(趙)增壽議して以爲へらく、不道に正法無し。犯す所と。廷尉(趙)增壽議して以爲へらく、不道に正法無し。犯す所と。廷尉(趙)增壽議して以爲へらく、不道に正法無し。犯す所と。廷尉(趙)增壽議して以爲へらく、不道に正法無し。犯す所と。廷尉(趙)增壽議して以爲へらく、不道に正法無し。犯す所と。廷尉(趙)と言ふべき所に非ざれば、大不敬ならざるの事を虚設するは、宜しく言ふべき所に非ざれば、大不敬ならざるの事を虚設するは、宜しく言ふべき所に非ざれば、大不敬ならざるの事を虚設するは、宜しく言ふべき所に非ざれば、大不敬ならざるの事を虚設するは、宜しく言ふべき所に非ざれば、大不敬ならざるの事を虚設するは、宜しく言ふべき所に非ざれば、大不敬ならざるの事を虚設するは、宜しく言ふべき所に非ざれば、大不敬ならざるの事を虚設するは、宜しく言ふべき所に非ざれば、大不敬なり、とり、

ろう」と述べる⁽²⁾。 この記事について、大庭脩氏は「不道は、人倫道徳に反し、人としる。この記事について、大庭脩氏は「不道は、人倫道徳に反し、人としての道、臣下としての道に背反する行為であるから、そういう行為をあらかじめ予測し、律に正文を記しておくことは不可能」であり、よって、とあるように、陳湯を「大不敬」として弾劾する丞相・御史大夫に対して、とあるように、陳湯を「大不敬」として弾劾する丞相・御史大夫に対して、とあるように、陳湯を「大不敬」として弾劾する丞相・御史大夫に対して、

であったとした上で、被害あるいは悪質性の程度により、本来、大不敬あり、しかも礼は法律のような厳密性がなく、規範としては曖昧なものるかは、必ずしも律令では定義されておらず、礼に委ねられている面もまた、水間大輔氏は、不敬・大不敬に具体的にどのような行為があた

でるを得なかったことの意味も明確となってくる。 に問われる行為が不道とされる場合もあった上江に問われる行為が不道とされる場合もあったと指摘されている (ヹ)、不敬という礼制に関わる問題として論じてとでもなかった事案を (ヹ)、不敬という礼制に関わる問題として論じてとでもなかったことの意味も明確となってくる。 に問われる行為が不道とされる場合もあったと指摘されている (ヹ)。こだるを得なかったことの意味も明確となってくる。

があったとすると、理解できる。

「雑治」する事例が多く見られる(トンロ)。この点も後者が「正法」に位置づ「雑治」する事例が多く見られる(トンロ)。この点も後者が「正法」に位置づに対して、「侍御史」には廷尉や光禄勲・大鴻臚及びその属官とともにに対して、丞相司直・丞相史には単独で弾劾を行う事例は見られないの

てみよう。ろうか。この点に注目して、「侍御史」の性格について、さらに追究しろうか。この点に注目して、「侍御史」の性格について、さらに追究しては、「侍御史」は何故そのような事案に関わることができたのであ

――皇帝と官僚機構の関係から ―――――前漢官僚機構における「侍御史」の位置づけ

司法における皇帝の権能から考えてみよう。比の無いものは天子に決断を仰いだ」と述べている(②。そこで、まず、大庭脩氏は不道が適用されるルールについて、「判決例が重要視され、

其の後、人の高廟の坐前の玉環を盗む有りて、捕へ得たり。文帝が、高廟の玉環が窃盗にあった事案を処理したときのこととして、『史記』巻一〇二 張釈之列伝に、文帝期に廷尉の任にあった張釈之

之を入しくして、文帝太后と之を言ひ、乃ち廷尉の當を許す。 とを外しくして、文帝太后と之を言ひ、乃ち廷尉の當を許す。 とを外しくして、文帝太后と之を言ひ、乃ち廷尉の當を許す。 一本的。釋之 冠を免り頓首して謝して曰はく、法は是くのごとくしなり。釋之 冠を免り頓首して謝して曰はく、法は是くのごとくしなり。釋之 冠を免り頓首して謝して曰はく、法は是くのごとくして、本の出を取るがごとき有らば、陛下 何を以て其の法を加へんや、と。 の土を取るがごとき有らば、陛下 何を以て其の法を加へんや、と。 の土を取るがごとき有らば、陛下 何を以て其の法を加へんや、と。

馬を驚かせた事案を、廷尉張釈之が処理したときのこととして、同伝には、文帝が外出した際、ある者が突然前を横切り、文帝の乘輿ののごとくして足るなり」と、法の論理を用いて諫めている。また、同書に上奏したところ、それに不満を持った文帝に対して、彼は「法は是くとあるように、張釈之は律に照らして、犯人を棄市として断罪するよう

前漢における中央監察の実態補論 ― 御史中丞を中心として ―

た処理をせざるを得なくなるといえる⁽²⁾。 た処理をせざるを得なくなるといえる⁽²⁾。 た処理をせざるを得なくなるといえる⁽²⁾。 ため、ここでは張釈之が罰金刑とした判決に不満を持った文帝が自身立った。 とはできないと述べている。ただし、張釈之は、「其の時に方りて、上とはできないと述べている。ただし、張釈之は、「其の時に方りて、上とはできないと述べている。ただし、張釈之は、「其の時に方りて、上とはできながと述べている。と述べているように、 と、ここでは張釈之が罰金刑とした判決に不満を持った文帝に対して、と、ここでは張釈之が罰金刑とした判決に不満を持った文帝に対して、

のであろうか。

このように考えてくると、先述した趙増寿の議論は、『史記』張釈之のであろうか。

ルールはより広く捉えると、請讞との関係が窺われる点である(窒)。す。刑罰を正し、人命を重んずる所以なり」と述べる、「不道」の適用て用ふれば其の中を失す。故に獄を廷尉に移し、比無き者は先づ以て聞趙増寿が「不道は正法無し。犯す所の劇易を以て罪と爲す。臣下 承けここで注目したいのは、第二節で掲げた『漢書』陳湯伝の記事において、

二種がある。「種がある。「請」)と、②量刑に疑義がある場合(「讞」)のに義務づけられる場合(「請」)と、②量刑に疑義がある場合(「讞」)の制度である。宮宅潔氏によれば、それは①被疑者の身分によって自動的 計讞とは特定の司法案件について、上級の機関に報告して判断を仰ぐ

罪を犯した場合、彼らを拘束する時点で皇帝に「先請」することが義務①「請」は一定の官秩以上の官僚あるいは宗室王侯及びその近親が

二三 刑法志に、高祖七(前二〇〇)年の詔として、づけられた、一種の特権である。一方、②「讞」について、『漢書』巻

高皇帝七年、御史に制詔すらく、獄の疑はしき者は、吏 或ひは敢高皇帝七年、御史に制詔すらく、獄の疑はしき者は、各おの屬がれて決せず。今より以來、縣道官の獄の疑はしき者は、各おの屬を報ぜよ。決すること能はざる所の者は、皆廷尉に移せ。廷尉 亦を報ぜよ。決すること能はざる所の者は、皆廷尉に移せ。廷尉 亦奏を爲し、當に比すべき所の律令を傅へて以て聞せよ。

仰ぐことになっていた。 尉に「讞」が行われ、それでも解決しない場合、最終的に皇帝の裁定をとあるように、量刑に疑義がある場合、郡守等の所属する二千石官・廷

る(ミン)。 との記事によると、「讞」の対象は、高祖期には「獄の疑はしき者」について、宮宅氏は「律令の解との記事によると、「讞」の対象は、高祖期には「獄の疑はしき者」

って、 ただし、同書巻五 景帝紀 中五(前一四五)年の條に、景帝の詔と

くは法に文致すと雖も人心に厭かざる者、輒ち之を讞せよ。 き者をして職を失はしむ。朕 甚だ之を憐む。罪有る者 罪に伏さず、と爲し、朋黨比周し、苛を以て察と爲し、刻を以て明と爲し、罪亡九月、詔して曰はく、……吏 或いは法令を奉ぜず、貨賂を以て市

とあるように、景帝中五年には「讞」の適用範囲が拡大され、「法に文

させようとする試みであると位置づけている。 ませようとする試みであると位置づけている。 させようとするなら律令そのままの量刑に」納得のいかない事案と解釈した上で(®)、これは「原心定罪」という理念を実際の法適用にも反映動機の良否を重視」する、漢代に特徴的な刑罰理念である、「原心定罪」との関連に着目し、「律令の上では適用してよい條文が存在するが、心との関連に着目し、「律令の上では適用してよい條文が存在するが、心との関連に着目し、「律令の上では適用してよい條文が存在するが、心との関連に着目し、「律令の上では適用してよいになった。宮田はようとする試みであると位置づけている。

そして、このような司法における皇帝の権能について、宮宅氏は、「真に当てるべき法文が欠如しているのならば、既存の律令、判例から類推に当てるべき法文が欠如しているのならば、既存の律令、判例から類推に当てるべき法文が欠如しているのならば、既存の律令、判例から類推に当てるべき法文が欠如しているのならば、既存の律令、判例から類推に当てるべき法文が欠如しているのならば、既存の律令、判例から類推に当てるべき法文が欠如しているのならば、既存の律令、判例から類推に当てるべき法文が欠如しているのならば、既存の律令、判例から類推に当てるべき法文が欠如しているのならば、既存の律令、判例から類推に当てるべき法文が欠如しているのならば、既存の律令、判例から類推

である治書侍御史について、すなわち、『続漢書』百官志三 少府 御史中丞の條には、御史中丞の属官この点を考える上で、注目すべきは「侍御史」と請讞との関係である。

當つるを掌る。 て之と爲す。凡そ天下の諸もろの讞疑の事、法律を以て其の是非を治書侍御史二人、六百石。本注に曰はく、法律に明るき者を掌選し

の事」を掌っていた。そして、その由来について、同書同志同條に付とあるように、「侍御史」のうち治書侍御史は「天下の諸もろの讞疑

された劉昭注に、

しむ。 に帝 宣室に幸し、齋居して事を決し、侍御史二人をして書を治めば帝 宣室に幸し、齋居して事を決し、侍御史二人をして書を治め胡廣 曰はく、孝宣 路溫舒の言に感じ、秋季の後に請讞せしむ。時

ためと考えられるであろう。

「特御史」が皇帝にとって理念的には一体化した存在であったとにある。ここで、請讞は、もともと「原心定罪」の権柄を皇帝に集中とにある。ここで、請讞は、もともと「原心定罪」の権柄を皇帝に集中とにある。ここで、請讞は、もともと「原心定罪」の権柄を皇帝に集中とがるため、その適用を拡大してきたとする宮宅氏の見解と、治書侍御史の端緒は、宣帝が「宣室に幸し、齋居してとあるように、治書侍御史の端緒は、宣帝が「宣室に幸し、齋居してとあるように、治書侍御史の端緒は、宣帝が「宣室に幸し、齊居して

の性格が備わっていたとしても不思議ではないであろう。性格を持つのであれば、もともとその属下にあった「侍御史」にも同様夫の職掌に基づいて提出された見解ではあるが、御史大夫がそのようなの下で、その権力の根拠たる法令を統一的に管理する機能を担っていたの生格を持つのであれば、もともとその属下にあった「侍御史」にも同様

とのできない事案をも処理することができたと考えられるであろう。した存在として事案を処理していたからこそ、「正法」に位置づけるこ上の諸点を踏まえて考えると、「侍御史」は理念的には皇帝と一体化

おわりに

前漢における中央監察の実態補論 - 御史中丞を中心として - 以上、本稿では、「侍御史」が弾劾に関わった事案のほとんどが大逆・

下のようになる。 な位置づけ及びその背景について追究してきた。その大要を示すと、以不敬等として弾劾されている点に着目し、「侍御史」による監察の特殊

い事案をも処理することができたと考えられる。 として事案を処理し、そのために、「正法」に位置づけることのできな のことをあわせ考えると、「侍御史」は理念上、皇帝と一体化した存在 皇帝が請讞を処理する際、侍御史は「治書」して補佐していた。これら れは「皇帝のみに帰せられた権能」であったためであった(ヨ)。そして、 場合、「既存の律令、判例から類推して量刑を決定する」ほかなく、そ 裁定を仰ぐことになる。それは「真に当てるべき法文が欠如している」 県道官・郡国の二千石・廷尉を経ても解決しなければ、最終的に皇帝の に表れていた。すなわち、量刑に疑義がある場合に行われる請讞では、 得なくなる。請讞には、この司法における皇帝と官僚機構の関係が明確 めとする官僚機構に一度下された事案は、律令に則った処理をせざるを に「侍御史」による監察の特殊な位置づけが明確に表れているといえる。 た事案を担当していた丞相司直と好対照をなしており、よって、この点 ことのできない事案を担当していたためであった。これは「科に應」じ されたが、それは彼らが「令に著されていない」、「正法」に位置づける そもそも律令を超えた処断が行えるのは皇帝のみであり、廷尉をはじ 「侍御史」による弾劾はそのほとんどが大逆・不敬・不道として断罪

ることとしたい^(素)。 では、本稿で明らかとなった、皇帝と理念上、一体化した存在としてでは、本稿で明らかとなった、皇帝と理念上、一体化した存在として

- 三号、一九三六年)、参照。 三号、一九三六年)、参照。 ()(『東洋学報』第二三巻第二・())(『東洋学報』第二三巻第二・
- (2) 註(1) 櫻井氏前掲論文一三○頁(「御史制度の形成(上)」)、参照。
- 3 支配機構」 の長官としての御史大夫の活動を明らかにしている(大庭脩 大庭脩氏は、前漢において、 九七〇年〕、参照)。 芮和蒸「西漢時代之御史中丞(上)·(下)」(『大陸雑誌史学叢書』第 輯第四冊、 一九六八年)等、参照。 同 一九五〇年)、陳世材『両漢監察制度研究』(台湾商務印書 『秦漢法制史の研究』、創文社、一九八二年所収、 文書の起案に当たる「草制の官」たる御史 なお、 監察を中心とするものではないが、 「漢王朝の 初出は
- (⁴) 王勇華『秦漢における監察制度の研究』(朋友書店、二○○四年)、参照。
- 前掲書所収)八頁、参照。 王勇華「秦漢における監察制度の研究の現状と課題」(註(4)王氏
- 参照。
 参照。
 を照。
 を照。
 を照。
 を照。
 を照。
 を照。
 を照。
 を見が前漢初期の監察について」(註(4)王氏前掲書所収)、
- して―」(『東洋学報』第八八巻第二号、二〇〇六年)、参照。 拙稿「前漢における中央監察の実態―武帝期における整備を中心と
- 変 先秦両漢法律史論集— 』、中国政法大学出版社、二〇二〇年)等、年)、南玉泉「再論秦及漢初的〝執法〟官」(同『従封建到帝国的礼法嬗() 土口史記「嶽麓秦簡『執法』考」(『東方学報』第九二册、二〇一七

参照

括弧内の頁数は註(4)王氏前掲書より引用した箇所の頁数を示してい概念について、王氏の文章をそのまま引用し、それぞれまとめる。以下、以下、少々煩雑になるが、誤解を避けるために、王勇華氏の提示した

であり、三氏が提示する行政執行権とは、「中央の決定した政策を地方社会において具体的に履行する権限」であり、「行政官吏がその場その場合において具体的に履行する権限」であり、「行政官吏がその場その場合において具体的に履行する権限」であり、「行政官吏がその場その場合、それに対して、監察権を構成する行政監察権と司法監察権について、それに対して、監察権を構成する行政監察権と司法監察権について、それに対して、監察権を構成する行政監察権と司法監察権について、それに対して、監察権を構成する行政監察権と司法監察権について、それに対して、監察権を構成する行政監察権と司法監察権について、 を持為を糾弾し、取り締まり、法的責任を問うなどの職権を遂行する」 権限であるとした上で(九五頁)、行政監察権と行政監督権との関係に であり、三二一頁)。

よって判断し、それを処理することである。であり、執行された行政内容が適法であったか否かを法的基準にで理の手法である行政監督権に対して、行政監察権は事後的な行動執行中の行政業務を指導し、その内容の優劣を評価するという行政

と述べる(九五頁)。

讞権」と称する)と、「廷尉による裁判の結果を『治実』、すなわち審査てその是非を定めるという職能」(氏は「疑獄を決する参与権」と「奏することであり、「特に疑獄に対して法的な根拠を提供し、法律によっ他方、司法監察権とは司法機関の行う「司法業務の実施状況を監察」

(六一頁)。 参与」せず、「具体的な司法裁判は司法官吏によって行」われたとするづく指摘・助言・勧告をなすにとどまり、具体的な司法裁判には一切とをあわせたものとする(六一頁)。そして、それは「監察結果にもとして、裁判の公正さを確保するという職能」(氏は「治実」権と称する)」

- 一九九○年)、参照。(□) 祝総斌『両漢魏晋南北朝宰相制度研究』(中国社会科学出版社、
- は二○○○年)二一九頁、参照。 王勇華「前漢刺史の性格について」(註(4)王氏前掲書所収、初出
- 二六九頁、参照。 二六九頁、参照。 王勇華「監察系統の内部関係」(註(4)王氏前掲書所収)二六八~
- (1) 註(12) 王氏前掲論文二四七頁註(16)、参照。
- (ii) 註(3) 櫻井氏前掲論文(「御史制度の形成(上)」) 一五〇頁、参照。
- として―(影印版)』(汲古書院、一九七三年、初刊は一九四二年)、参照。(16) 和田清『支那官制発達史―特に中央集権と地方分権との消長を中心
- 一九六五年)、参照。(七)の政治史の背景―」(同『中国古代国家と東アジア世界』、東京大学出版会、一九八三年所収、初出は()の順定生「武帝の死―『塩鉄論』の政治史的背景―」(同『中国古
- 註(11)祝氏前掲書、冨田健之「前漢武帝期の側近政治と『公卿』(『新潟大学教育人間科学部紀要(人文・社会科学編)』第八巻第一号、二○一四年)、候旭東(大原信正訳)「前漢『君相委託制度』説賸部、二○一四年)、候旭東(大原信正訳)「前漢『君相委託制度』説賸書、二○一八年)等、参照。
- 前漢における中央監察の実態補論 ― 御史中丞を中心として ―

- (1) 註(8)王氏前揭論文、参照。
- ⁽²⁾ 王勇華「御史中丞の監察について」(註(4)王氏前掲書所収)、参照。
- 『鹿大史学』第七○号、二○二三年掲載予定〕、参照)。
 「『鹿大史学』第七○号、二○二三年掲載予定〕、参照)。祝氏の見解に従えば、丞相による監察の基準は「律令」・「詔書」に明確に示されていることになる。この点については、筆者も別稿言二頁、参照)。祝氏の見解に従えば、丞相による監察の基準は「律令」・「詔書」に明確に示されていることになる。この点については、筆者も別稿書にて、具体的な事例に基づき検討し、詳論した(拙稿「前漢における丞相の政治的地位について ― 礼制における丞相の職責を中心として ―」
- 初出は一九五七年)一四三頁、参照。 大庭脩「漢律における『不道』の概念」(註(3)大庭氏前掲書所収、
- (注) 水間大輔「漢律令『大不敬』考」(『中央学院大学法学論叢』第三三巻第二号、二〇二〇年)、同「漢律令『不敬』考」(『中央学院大学法学論叢』の刑法改革の研究』、汲古書院、二〇一五年所収、初出は一九八六年〕、の刑法改革の研究』、汲古書院、二〇一五年所収、初出は一九八六年〕、の刑法改革の研究』、汲古書院、二〇一五年所収、初出は一九八六年〕、の刑法改革の研究』、汲古書院、二〇一五年所収、初出は一九八六年〕、水間大輔「漢律令『大不敬』考」(『中央学院大学法学論叢』第三三巻第二、水間大輔「漢律令『大不敬』考」(『中央学院大学法学論叢』第三三巻第二、水間大輔「漢律令『大不敬』考」(『中央学院大学法学論叢』第三三巻第二、水間大輔「漢律令』)、「
- (「漢律令『不敬』考」〕等、参照)。 を意的に不敬罪を適用したものとして、不敬罪の基準が曖昧で、恣意的 のとして、不敬罪の基準が曖昧で、恣意的 で、次意的に不敬罪を適用したものとして、不敬罪の基準が曖昧で、恣意的
- (25) 註(7)前掲拙稿、参照
- (26) 註(22) 大庭氏前掲論文一四三頁、参照。
- (27) 好並隆司「前漢代の内朝と宿衛の臣」(同『前漢政治史研究』、研文

- 洋史研究』第五五巻第一号、一九九六年)、籾山明「秦漢時代の刑事訴訟 収、初出は一九九五年)、宮宅潔「漢代請讞考―理念・制度・現実―」(『東 初出は一九八五年)等、 土によせて一」(同 (同『中国古代訴訟制度の研究』、京都大学学術出版会、二○○六年所収 請讞については、池田雄一「漢代の讞制―江陵張家山『奏讞書』の出 『中国古代の律令と社会』、汲古書院、二〇〇八年所 参照。
- 漢簡 洋史論集』第五〇号、二〇二三年掲載予定〕)にて、詳論する。張家山 いては別稿(拙稿「前漢後半期における御史制度の展開」(『九州大学東 れたものでもいずれも律令の條文が厳格に適用されている。この点につ 録されている。管見の及ぶ限り、そこに見られる事案は、皇帝に上呈さ 讞の実例は張家山漢簡『奏讞書』・嶽麓書院藏簡 註(28)宮宅氏前掲論文一五頁、参照。なお、 『奏讞書 ― 『奏讞書』・嶽麓書院藏簡『爲獄等狀四種』については、 中国古代の裁判記録 ―』 (刀水書房、二〇〇二年)、同編 『漢 秦~漢初にかけての請 『爲獄等狀四種』 池田雄一

簡 間大輔「張家山漢簡『奏讞書』と嶽麓書院藏秦簡『爲獄等狀四種』の形 代を遡る奏囐 ― 成過程」(『東洋史研究』第七五巻第四号、二〇一七年)、陶安『嶽麓秦 《爲獄等狀四種》釋文注釋(修訂本)』(上海古籍出版社、二〇二一年) 参照。 中国古代の裁判記録 ―』(汲古書院、二〇一五年)、水

- 30 註(28)宮宅氏前掲論文一五~一六頁、
- 31 註(28)宮宅氏前掲論文三一頁註 (49)、参照
- 32 の解釈に関して─」(『奈良史学』第二七号、二○○九年)、参照。 米田健志「前漢の御史大夫小考―『史記』三王世家と元康五年詔書冊
- 註 (28) 宮宅氏前掲論文三一頁註(49)、参照

33

34 註 29 前掲拙稿 参照

との関連から―」による研究成果の一部である。 【附記】本稿は二〇二二年度日本学術振興会科学研究費補助金 (C)・20K01024)「中国古代官制秩序の形成 前漢劉邦集団の構造 (基盤研